

第56号市民文芸作品募集

申込・問合せ先
生涯学習課社会教育係 ☎②5055

市の文芸普及並びに文化向上のため、市民から作品を募集し収録発行します。



募集部門
○テーマ部門
「スポーツの楽しみ」

リオ・オリンピック開催年にあたり、スポーツの楽しみ、アスリートとしての体験や感動を募集します。

○自由部門
特にテーマの規定はありません。自由に執筆ください。
※お一人の投稿者が、テーマ部門・自由部門の2部門にそれぞれ投稿できます。

応募資格
市内在住または通勤・通学、市内文芸グループに所属している方で、文芸活動を職業としていない中学生以上の方

原稿締切 10月31日(月) ※当日消印有効

応募方法
指定の原稿用紙(400字詰)を使用し、応募票とともに生涯学習課まで郵送または持参してください。
※指定の原稿用紙は、募集期間中、教育委員会の窓口にて無料配布します。
詳細についてはお問い合わせください。

下水道だより第36号

問合せ先 上下水道課下水道係 ☎②1200

～9月10日は「下水道の日」です～

「下水道の日」は、諸外国に比べて著しく遅れている下水道を、全国的に普及させることを目的として、1961年(昭和36年)から「全国下水道促進デー」として始まりました。当時は、下水道が使用可能な人の割合はわずか6%ほどでした。それから約40年が経過し、2001年(平成13年)、現在の「下水道の日」に名称が変更されました。

下田市では、市民の皆様が下水道についてご理解していただけるよう、毎年この時期に市役所西館前駐車場においてPR活動を行っております。本年は9月9日(金)午後2時から堆肥のサンプルと花の種子を配布する予定です。



昨年のキャンペーンの様子



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

お気軽にお立ち寄りください。
なお、数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

群馬県沼田市・下田市姉妹都市提携50周年記念 市民団が沼田市を訪問しました

8月3日(土)5日、沼田市と下田市の姉妹都市提携50周年を記念して福井市長を団長とした23名の市民団が沼田市を訪問し、沼田市民の皆様から熱い歓迎を受けました。
初日の歓迎交流会の後、山車が勢ぞろいして勇壮な演奏をしていただき、市民団全員が感嘆の声を上げていました。そして沼田市と下田市の姉妹都市提携のきつかけとなった天狗。威勢の良い女性達の担ぐ天狗神輿も見る者を魅了しました。



記念植樹をする
横山沼田市長と福井市長



沼田祭りを楽しむ市民団の皆さん

翌日は群馬県の重要文化財に指定されている旧沼田貯蓄銀行でヒメシヤラの記念植樹が行われ、ますますの友好関係の発展を願いました。
その他、今年の大河ドラマで重要な舞台となっている沼田市の史跡や展覧会を巡り、沼田市を堪能し、また、友好を深めた市民団でした。
今年の秋には沼田市の皆さんが下田市を訪問する予定です。市民みんなで沼田市の皆さんを迎えましょう!



熱気あふれる天狗御輿

防災かわら版

問合せ先 地域防災課防災係 (窓口⑩) ☎③64145

下田市自主防災会連絡協議会 全体連絡会

7月14日に行われた全体連絡会では、自主防災会活性化事業補助金の申請方法や、広域避難所等に効果的に防災資機材を整備するための防災資機材要望調査の実施について説明しました。



全体連絡会の様子

下田市自主防災会連絡協議会では、様々な訓練や研修を実施、また補助金等を活用し、自主防災会の活性化を図っていきます。
市としても、各自主防災会

長から寄せられたご意見やご要望について最大限応えられよう対策を進めていきます。
平成28年熊本地震に係る
下田市派遣職員等報告会



派遣職員報告会の様子

同じく7月14日、派遣された建設課の藤井茂雅主事、総務課の小澤太紀主事、企画財政課の渡邊貴裕主査、建設課の土屋光成主事と、現地にボランティアアへ行つた黒田幸雄地域防災課長の5人が、熊本地区上益城郡嘉島町での支援内容や活動を通して学んだことや課題を報告しました。

「下田市津波ハザードマップアプリ」を配信しています

地域防災課の窓口で配布している津波ハザードマップをアプリにして、スマートフォンで手軽に閲覧することができるようになりました。

このアプリにはGPSが付いているので、下田に住んでいる方だけでなく、観光客の方も自分がいる場所と近くの避難場所等を確認することができます。

さらに、電話回線や通信環境に関係なく使用できるので、災害時でも使えます。アプリのダウンロード(インストール)は無料です。



伊豆急下田駅構内看板

また、大きな地図で確認したい場合は、地域防災課の窓口にて、お住まいの地域ごとにハザードマップを配布していますので、アプリとあわせてご利用ください。

助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事

～納付猶予について～対象年齢の拡大～

問合せ先 市民保健課 国保年金係 (窓口③) ☎②3922

日本年金機構からお知らせ

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となりました。
ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合には、納付猶予制度の他にも、以前広報でご案内した免除制度等もありますので、国保年金係(窓口③)へご相談ください。

「免除」と「納付猶予」の違い

保険料の「免除」と「納付猶予」(学生の場合は学生納付特例)は、下の表のとおり、その期間が年金額に反映されるか否かで違いがあります。

保険料免除・納付猶予(学生納付特例)は10年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	(受給資格期間への算入)
納付	○	○	○
全額免除	○	○	○
一部納付	○	○	○
納付猶予	○	×	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×